

一般社団法人函館国際観光コンベンション協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会（英文名 Hakodate International Tourism and Convention Association 略称：H I T C A）（以下「本協会」）という」と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、函館市及び函館市を中心とする南北海道の国際観光及びコンベンション事業、観光資源の開発と紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者の資質の向上等に務めることにより、観光産業の振興を図り、もって国内及び国外からの観光旅行者の利便の増進並びに市民生活の向上及び繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国内・国外の観光客、コンベンションの誘致及び観光宣伝
- (2) 観光及びコンベンション施設の整備、改善
- (3) 観光資源の保全、開発及び観光地の美化
- (4) 観光地にふさわしい風土、文化の創造、観光及びコンベンション関係者の資質の向上
- (5) 観光及びコンベンション事業に関する調査研究と観光及びコンベンション情報の収集及び提供
- (6) 観光及びコンベンション施設の管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者等で会長が推薦し理事会の承認を得たもの
(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 団体たる会員にあたっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

- (4) 2年以上会費を滞納したとき
 - (5) 除名されたとき
 - (6) 総正会員が同意したとき
- (任意退会)

第9条 正会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。
(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 会費等の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に1回開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれか該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会長に対して会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、

その招集手続きを省略することができる。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長が当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条の規定に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議、報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、会長を1名、副会長を5名以内、専務理事を1名とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とする。また、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。ただし理事2名以内及び監事のうち1名以内を正会員以外の者から選任することができる。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長及び専務理事は、理事会の同意を得て、会長が理事の中から選定する。

4 各理事について、当該理事及びその親族その他特殊の関係にあるものの合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員の仕事・権限)

第24条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、本協会の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

4 役員が第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第29条 本協会に、顧問20名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問には、第26条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(顧問の職務)

第30条 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会

を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 本協会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本協会の事業計画及び収支予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に報告するものとする。

ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 本協会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第47条 本協会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。なお、事務局長については、理事会の承認を経るものとする。

4 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告)

第49条 本協会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、北海道新聞に掲載する方法による。

第12章 補則

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、渡邊兼一とする。